

## 四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象設備)

第2条 要綱第2条第1号及び第2号に規定する補助対象設備の要件に「増設ではないこと」とあるが、これは、当該住宅において同種の既存設備がないことを求めるものである。住宅として同種の既存設備がある場合には、導入設備が同種の既存設備から独立して運用されるとしても増設とみなすものとする。

### (補助対象事業)

第3条 要綱第3条に規定する補助対象事業における居住する住宅には、申請時に居住していない場合において、設備導入後に遅滞なく居住を開始する住宅を含むものとする。

### (実績報告書)

第4条 要綱第10条第7号に規定する添付書類の電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写しとは、電力会社との接続契約書及び売（買）電契約書の写しもしくは、次の各号で掲げるものすべてとする。

(1) 売（買）電契約を締結した電力会社から通知される契約締結が完了していることが確認できる書類の写し

(2) 電力会社の電力系統に発電設備を接続するために必要な接続検討が完了していることが確認できる書類の写し

(3) 発電設備で発電した電力の環境価値を需要家に帰属させるための登録が完了していることがわかる書類の写し

2 発電した電力のすべてを自家消費する場合においては、前項に規定する書類のすべてが発行されないと考えられることから、これらの書類の代わりに発電した電力のすべてを自家消費する旨の誓約書を提出するものとする。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(環境部環境政策課)